

とっとり医療機器関連産業戦略研究会会則

(名称)

第1条 本研究会は、「とっとり医療機器関連産業戦略研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、医療機器等の分野において、県内企業の新たな事業展開を目指した企業間連携や産官学連携による新製品の創出を促進することにより、本県の医療機器等関連産業の活性化と振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医療現場における機器等に係るニーズ及び大学の技術シーズなどの情報共有
- (2) 医療機器等の開発動向及び薬事法等関連法令に関するセミナーの開催
- (3) 研究会活動及び会員企業が保有する技術シーズの情報配信
- (4) 会員相互の情報交換、技術交流の場の提供及び他地域との連携
- (5) その他、本研究会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員は研究会の目的に賛同する次の各号に掲げる会員により構成する。

- (1) 医療機器関連産業に携わる企業
- (2) 医療機器関連産業に関心のある企業
- (3) 大学、高等専門学校、医療機関、試験研究機関、産業支援機関、行政機関等

(役員)

第5条 研究会に会長を置く。

- 2 会長は会員の互選により選任する。
- 3 会長は会務を統括し、本研究会を代表する。

(入会及び退会)

第6条 研究会に入会を希望するものは、研究会事務局に申し込むものとする。

- 2 会員が退会する場合は、研究会事務局に届け出るものとする。

(会費)

第7条 会員の会費は無料とする。ただし、必要に応じ実費程度の負担を求めることができるものとする。

(機密情報)

第8条 機密情報とは、本研究会で取り扱った口頭及び文書で表現された技術、市場的情報のうち、機密である旨の表示がなされた情報をいう。

2 以下の各号に該当する情報は、前項の機密情報に含めないものとする。

- (1) 情報の知得時点で、すでに自ら保有する情報
- (2) 情報の知得時点で、公知公用である情報
- (3) 情報の知得時点で、機密情報の受領者の責によらず公知公用となった情報
- (4) 機密情報を利用することなく、独自に知得した情報
- (5) 正当な権利を有する第三者から機密保持義務を負うことなく入手した情報
- (6) 機密情報から除外する旨、開示側が同意した情報

(機密保持)

第9条 会員（次項により開示された団体の従業員を含む。本条及び次条において同じ。）は、前条の機密情報を保持する義務を負う。

- 2 会員は、研究会で取り扱われた機密情報を自己の所属する団体の従業員にのみ開示できるものとする。
- 3 会員は、当事者の事前の同意がないまま、本研究会で開示された機密情報を第三者に開示、公表又は漏洩してはならない。

(第三者の知的財産権)

第10条 会員は、研究会の諸活動を行うに当たり、第三者の知的財産権を侵害する行為をしてはならない。

(事務局)

第11条 研究会の事務を処理するため、事務局を公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）に置き、事務局長は機構事務局長をもって充てる。

(会則の改正)

第12条 研究会の会則は、事務局長が会員の過半数の了解を得て改正することができる。

附 則

この会則は、平成25年11月18日から施行する。